

東洋におけるイギリス資本の協同主義

内 田 直 作

一 ま え が き

英米の近代市民的資本主義経済は個人主義と自由主義精神に基調をおくといわれているが、東洋におけるイギリス資本の経済的のみならず、政治外交上の活動を検討する場合、なお中世紀的な組合精神をもそれに保守交錯せしめていたことが明らかにされる。

マックス・ウェーバーは「清教倫理と資本主義精神」において、近代市民的資本主義の個人主義的性格はきわめて明確に新教、ことにカルヴァイン派の禁欲主義の生活態度により根拠づけられ、説明されることを明らかにした。⁽⁴⁾ その場合、近代資本主義発生の地としてのイギリスにおいて徹底的な平和主義の上にたつカルヴァイン派の生長したのはスコットランドであり、イングランドではなお多少家父長制的特性を随伴せしめるルッテル派の支配

東洋におけるイギリス資本の協同主義

するところであった。中世紀以降イングランドに力強い存在を示していた特権的諸団体の独占に対する反対の気運は概してカルヴァイン派の支配していたスコットランド側から起り、資本主義精神の本質的内容を形成する自由主義と個人主義の風潮は北方のスコットランドからイングランドに向って、澎湃として押しよせていったかの観を呈した。

スコットランドのカーコーディーの生れであったアダム・スミスも国富論や格拉斯ゴウの大学講義において自由主義的思潮を展開するのみならず、さらにキヤナンが国富論序文に引用した右の大学講義の一節においては、一七四五年頃「四、五千人の素手な蘇蘭ハイランド住民はもし常備軍の抵抗をうけなかったなら、たやすく大ブリテン政府を顛覆させたであらう」とさえ極論し、スコットランド人がイングランド人に比較し、宗教教育方面にすぐれる以外に、勇敢な気質の保持者でもあったことを強調している。

右のごときウェーバーやスミスの指摘したイギリス資本主義成立途上の諸特徴は中国における独占貿易時期から自由貿易時期への移行の途上においても観取された。中国の自由貿易時期も実に少数のスコットランド系イギリス資本の主導の下にその端緒が切られた。これ等の東インド会社への参加を拒否され、私貿易業者としての地位に押しこめられていたスコットランド系を主とするイギリスの商業資本家達は自国東インド会社の最後の牙城として固守していた対清貿易独占権を廃棄（一八三四年四月）せしめるのみならず、清朝側の伝統的な朝貢形式の強要と封鎖貿易政策と闘い、その貿易独占機関であった広東十三洋行をも倒壊（一八四二八月）せしめ、五港の開港とともに中国に自由貿易時期の登場をみるにいたらしめた。東洋におけるイギリス資本主義の進展と自由貿易運動の先端をきったのが、スコットランド人のカルヴァイン教徒達であったことはウェーバーやスミスの主張と背馳

するところがなかった。シンガポール・香港・神戸等東洋諸国の主要貿易都市の聖アンドルース協会はその歴史的記念物としてなお今日においてもこれを見ることが出来る。だが、イギリス東インド会社とモグリ商人として主導的役割を果たしたスコットランド系商社との独占と自由とをめぐる抗争には相互の立場に根本的相違はあったが、なおかつギルド相似の伝統的組合精神の旺盛であった点において共通するものがみられた。独占と特権により特徴づけられる重商主義時期から自由主義時期への移行にさいして、自由主義と個人主義精神が強調されたが、反面中世紀的組合精神、それはスミスによりイギリス東インド会社の欠陥として再三指摘されたところであるが、その後のスコットランド系を中心とする東洋におけるイギリス資本の政治的、経済的活動を特徴づけたことはまことに歴史の皮肉といわなければならない。イギリス資本主義の発展にはウェーバーが正当づけた神への帰一により家父長的、権威的拘束を脱却した個人主義的動機が強く関与したことを認めねばならないであろうが、他面西欧中世の商人ギルドに漲っていた組合精神の伝統的要素が隔世遺伝的に保持されていたことが東洋におけるイギリス資本の活動を仔細に検討する場合に明らかにされる。

オットー・ギアークもその大著「ドイツ団体法史」の序論において

「一般性に対しては特殊性として映じ、その構成者にとっては一般性でさえあるところのこれらの緊密な共同体と組合協同体のみが、事実上の市民的自由と自治をとまなう広大な国家統一の結合に導く可能性を与えらる。それらの欠除は多くのローマ諸民族が市民的自由を阻止し、それらの実在が英米の自由をもっとも確実に保証せしめた主要根拠である。」⁽⁸⁾

と指摘し、また別の箇所で「イギリスの行政史を特徴づけるものは仲間的組合觀念の存続と、それと支配原則と

東洋におけるイギリス資本の協同主義

の妥協にある。」⁽⁴⁾と述べていることが首肯され、東洋におけるイギリス資本についてのみにみられる特性ではなく、イギリス本国に普遍的にみられる特性としても理解されるのである。事実、今日のイギリスの同業団体のほとんど全部は老大な、相互のつながりをもったイギリス産業連合会の加盟者である。そして、連合会と政府のあいだには制限経済の分野においてしばしば緊密な半公的な妥協が行われているといわれる。本学経済研究の経済学部十周年記念号所載の拙稿「アジアにおけるイギリス資本の経済協力方式」では、インドと中国でイギリス資本がいかに両国の特殊の諸条件に順応して現地資本との協力方式を設定していったかを明らかにしておいた。日本資本主義経済からすれば異質的とさえみなされる東洋におけるイギリス資本の伝統的な協同主義の性格を検討するに先立だって、迂廻的であるが、重商主義時期のイギリス東インド会社が中国を含めてのいわゆる東インド貿易をめぐって、相互の競争を排除していかに独占的發展の一端を辿っていったかを概観しておこう。

- (1) Max Weber, *Gesammelte Aufsätze zur Religionssoziologie*, I, Tübingen, 1922, II, Die Protestantischen Sekten und der Geist des Kapitalismus, S. 235—6.
- (2) Adam Smith, *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, edited by Edwin Cannan, London, 1922, Editor's Introduction, p. xxv. 右の原文は「*the*」Adam Smith, *Lectures on Justice, Police, Revenue and Arms, delivered in the University of Glasgow*, Oxford, 1896, p. 258.
- (3) Otto Gierke, *Das deutsche Genossenschaftsrecht*. Berlin, 1868, S. 3.
- (4) Otto Gierke, *A. a. O.*, S. 236.

二 独占団体としてのイギリス東インド会社の発展

重商主義時代において、英清両国間の貿易に従事したのはイギリス東インド会社とその競争者であったコーテイン組合、新東インド会社、オスタンブール東インド会社、その他後年には幾多の私貿易業者もみられるが、ここには専らイギリス東インド会社を中心として、その独占強化の一途を辿った発展過程を概観しておこう。

イギリス中世の商人ギルドが都市商業独占権の獲得をその最高目的として追求したごとく、重商主義時期開始後一六〇〇年の年末にエリザベス女王第一世の許可のもとに設立をみたイギリス東インド会社の企業形態、企業合同の発展もまた東インド貿易独占権の確保を最高目的として方向づけられていた。以下、本章においてイギリス東インド会社がどのような環境のもとに設立され、その後内部的、外部的の熾烈な競争からその都度それを止揚するところの企業形態の発展をもたらし、ついで一七八〇年新旧東インド会社の合同により、その独占組織を完成するにいたるまでの過程を跡づけてゆきたい。

A その設立

十五世紀末から十六世紀にかけて幾多の世界的探險遠征について、イギリス商人達は中世紀以来自由貿易の大半を牛耳っていた外国商人の仲介、ことにハンザ同盟のそれを排除して、自からそれぞれ規制会社を組織して直接海外貿易への進出に努めるにいたり、重商主義の時期が開始された。

東洋におけるイギリス資本の協同主義

東洋におけるイギリス資本の協同主義

当時の東インド貿易に関して、イギリスはオランダ商人、もしくはレバン經由の貿易に従事していた自国のトルコ会社（一五八一年設立）を通じて東インド商品を獲得していたが、レバン貿易はポルトガルとの対立のため不可能となり、一方その機会を利用してオランダ商人が胡椒の価格を引上げたことに刺戟されて、一五九九年九月二十二日ロンドンの市長ステファン・ソーム卿以下市参事会員、その他主なる商人達一〇一名は集会して、東インドへの貿易航海を計画し、三〇、一三三磅余の基金を拠出してオランダ商人の仲介排除を企図するにいたった。当時の商人達には反物商、雜貨商、仕立屋、酒類商、呉服商、金匠、組糸商、皮商等のロンドンにおける十二のリヴァリー組合＝Twelve Livery Companiesのうち塩商＝Saltersのみを除く各業種商人が参加していた。⁽¹⁾

だが、これら東インド冒険商人達の企図は当時イギリスとスペイン間の条約締結交渉中であつたため、その許可が延期された。彼らはそれに屈することなく、翌一六〇〇年九月二十三日ファウンダースホールに会同して東インド組合＝East India Associationを結成して再度エリザベス女王に東インド貿易特権の許与を請願した。時あたかも前年からのスペインとの条約交渉決裂のさいであつたから、彼らの請願は受理され、同年十二月三十一日“The Governor and Company of Merchants of London trading to the East Indies”の名称のもとに東インド会社の設立が許可された。ここにおいて、東インド組合は特許状により確認された制規会社組織となり、糸物商人であり、市参事会員のトーマス・スミスを初代の総督としロンドンの特権商人達を主体とする市民的植民地資本の典型として発足した。

経営は毎年七月に選任される一名の総督と二十四名からなる委員会に一任され、彼らは航海先、船積準備、商人

販売等につき指導し、後年の株式会社時期の重役会に匹敵する役割を果たした。総督以下の委員達はすべて位階なき一般市民達であった。東インド会社の社員、およびその二十一才以上の子弟、ならびに見習社員、代理人、使用人にいたるまで一六〇〇年のクリスマスから向こう十五カ年間東インド貿易、すなわち、喜望峰からマゼラン海峡にいたるまでの各国との貿易に従事しうる特許が許与され、その他一切のイギリス臣民は同会社の許可なくして、東インド貿易に従事することを厳禁された。右のごとき貿易独占権のほか附随法を制定し、また国法にしたがって肉体的、金銭的刑罰を課しうる権限をも附与されていた。この点、東インド会社は自治行政団体でもあって、商人ギルドが重要な役割を果たした都市自治団体の構成とも共通する側面を有したことが明らかにされる。

(1) *The Court Records of the East India Company 1599—1603, London, 1886, pp. 1—4.*

B その企業形態の発展

『制規会社組織』設立当初のイギリス東インド会社はカニングガムの著『イギリスの産業と商業の発展』⁽¹⁾にも明らかにされている通り、一六〇二年設立のオランダ東インド会社のごとく、—それが地方都市別の各事務室はもっているにしても—一個の合同資本による単一団体としての株式会社組織ではなかった。⁽²⁾ イギリス東インド会社はむしろ中世の商人ギルドに匹敵する制規会社 *Regulated Companies* の範疇に属する市民団体であった。すなわち、東インド会社への参加は個別的 *severally* に—航海の持分の買入、消却金の支払、推挙、家督、もしくは徒弟身分の何れかによって可能であった。各社員は各自の資本をもって、自己の危険と負担と計算において東インドへの航海別貿易に参加し、当該航海の終了とともに各航海別に損益計算が行なわれた。その場合、会

東洋におけるイギリス資本の協同主義

東洋におけるイギリス資本の協同主義

社全般の権限は国王勅許の特権により、各個別航海、ならびに内部経営は枢密院と国王により、さらに各社員は総督と二十四名の委員から成立する支配団体によりそれぞれ嚴格に取締られる点において制規会社と呼称された。委員会が各社員のため制定した諸規則は最高價格の決定、一商人の独占阻止、取引高制限等不合理な競争、ないしは独占の排除と貿易の規律化を目的とし、それらは商人ギルドの諸規則とも共通するものであった。すなわち、右のごとき制規会社組織は中世の商人ギルドと近代的株式会社との中間に位するものであって、ギルドにおける各個成員単位から制規会社においては個別航海ごとの出資者団体を発生せしめるにいたったが、いまだ株式会社のごとく単一団体にまでの発展はみるにいたらなかった。したがって、制規会社においては各個別航海団体の独立採算性、したがって、その相互間における競争の余地が残存し、まだ完全な一個の独占的企業ではなかった。だが、右のごとき制規会社組織による個別航海の時期は一六二二年をもって終了し、次のごとき段階を画してその企業形態の発展をみていった。

第一期 一六〇〇——一六一二年、個別航海＝Separate Voyages の時期

第二期 一六一三——一六五七年、期限付株式＝Joint Stock の時期

第三期 一六五七年以降、近代的株式会社＝Permanent Joint Stock の時期

第一期の個別航海の時期においては、総額四六六、一七九磅の資本と二十六隻の使用船をもって、九回の航海が営まれたが、航海別団体相互間に競争と混乱をひきおこしがちであり、各個別に代理人を東インドに派遣する重複的傾向と矛盾が顕著となったから、一六二二年一定の期間、原則として四カ年を限って合本の株式資本を募集して、航海別諸団体間の競争対立を排除することにした。すなわち、制規会社から近代的株式会社への発展の過

渡の時期として第二期の期限付株式の時期の開始をみた。

『期限付株式時期』第二期においては、第一株式（一六一三——一六一六年）、第二株式（一六一七——一六二七年）、個別的ベルシア第三航海（一六二八——一六三二）、第三株式（一六三一——一六四二）、第一単独もしくは共同航海（一六四一年）、第四株式（一六四二年）、第二単独もしくは共同航海（一六四七年）、合同株式（一六五〇年）の諸団体が連続的に成立した。この時期においては社内的に新株式団体を組織することに、資本の募集と役員を選任等の手続をくり返し、内部組織の混乱をひきおこしたのみならず、対外的にはいわゆるモグリ商人（Interlopers）と有力な特権団体であったコーティーン組合（Courtteen's Association）をはじめ、その他民間資本家団体との対立抗争からして、期限付株式組織から永久的合同資本の近代株式会社組織への改組強化の気運が醸成されるところとなった。

『近代的株式会社組織の成立』すでに早く設立の当初から東インド会社は自社の東インド貿易独占権を侵害するモグリ商人、もしくは私貿易業者（Private Traders）との対立抗争を余儀なくされていた。モグリ商人の最先駆者は一六〇四年国王ゼームズ一世から中国・日本・朝鮮・カンボヂアとの貿易権を許与されたエドワード・ミッチェルポーン卿等であった。右のごとき特権許与は先にエリザベス女王により東インド会社に与えられた独占権に背馳するものであり、東インド会社側が彼らを呼ぶにモグリ商人、もしくは私貿易業者の名を以てした所以であった。同組合は一六三五年東インド会社が国利を無視したとの理由により、チャールズ国王から向う五カ年間、六隻の船をもって東インド貿易に従事する特権の許与されたロンドンの富商ウイリアム・コーティーン卿とポール・ピンダー卿、ならびにチャールズ王の側近者のエンディミオン・ポーターの組織する団体であった。右のコー

東洋におけるイギリス資本の協同主義

ティーン組合とたえず競争を余儀なくされたのは第三株式団体（一六三二—四二年）であった。同組合は一六四九年マダガスカル附近のアッサダ島に商館を設置したことからしてその後は専らアッサダ商人団＝Assada Merchants と呼称された。すなわち、一六四九年にはアッサダ島からインド以外のアフリカ・アジア・アメリカの諸港との貿易を東インド会社から獲得した。ついで、翌一六五〇年決議により東インド会社と合併し、合同株式団体＝United Joint Stock を成立せしめた。だが、事実上はなおアッサダ組合員の一部は東インド会社の委員会に服することなく、独立的大規模に貿易に従事していた。

クロムウエルの共和政の開始後、アッサダ商人以外に、東インド貿易会社と抗争するロンドン・ブリストルのモグリ商人達の間にも東インド貿易解放の与論が抬頭し、ついに一六五七年クロムウエルは東インド会社と外部の資本家諸団体、すなわち、冒険商人達を合同せしめて、永久的合本の株式とし、総額七三九、七八二磅、半額払込の資本をもって東インド貿易を経営することを裁可した。右の合同により一時的期限付の組合的品格を揚棄して、永続性を保持する点において会社組織としての骨格を固めた。かつ、その場合五磅の額面の公債を公開し、旧東インド会社員、アッサダ商人、在印の冒険商人、私貿易業者達にその参加を許可した。さらに、株式の譲渡による退社の自由、会社財政の公開、配当金の現金払、総督、副総督の二年任期、委員の毎年八人交代制により支配団体の固定化を回避し、近代的株式会社としての構成を完成した。

以上の経過において、初期の組合から制規会社、期限付株式の時期をへて、近代的株式会社組織の成立をみるどころとなった。すなわち、東インド会社の企業形態の発展には終始競争の回避と独占的地位強化に方向づけられていたといえる。対内的には会社内の諸団体間貿易の発展とともに、相ついで出現するモグリ商人

の独占への脅威と無暴な競争を回避してこれを吸収合併しつつ、ついに一個の合同株式による単一団体としての株式会社形態を完成せしめるところとなった。

(1) W. Cunningham, *The Growth of English Industry and Commerce in Modern Times*, Cambridge, 1921.

(2) 大塚久雄氏著「株式會社發生史論」にも指摘されているごとく、東インド会社設立の企面にさいしては *Joint Stock Company* として発足せしめることとなっていたが、事実上に制規会社組織に後退した。同書、五二—五四頁参照。すでに雙頭の一五九九年九月二十五日の東インド会社設立委員会において、遠隔のインド貿易が “*joint and united stock*” でなければ成功しえないこと、継続の特権の許与と会社組織結成の必要が力説されていたが (*The Court Records of the East India Company, 1599—1603, by Henry Stevens, London 1886, p. 8.* 参照) その実現には本節にも明らかにした通り、なお半世紀余を要したのである。なお、大塚氏の著書のうちに *W. R. Scott, The Constitution and Finance of English, Scottish and Irish Joint-Stock Companies to 1720, Vols. II, Cambridge, 1912.* と同様、一七二〇年までにいたるイギリス東インド会社の企業形態の発展が跡づけられている。拙稿ではとくに競争排除の過程に重点をおいて觀察を試みた。

C 新旧東インド会社の併合

王政復古後、東インド会社は改めて国王チャールズ二世に独占的特権の更新を請願した。その結果、一六六一年四月三日クロムウエルの特許状を無視して新特許状が下附された、エリザベス女王、セームズ一世により許与

東洋におけるイギリス資本の協同主義

東洋におけるイギリス資本の協同主義

された特許状の確認のみならず、それ以外に東インド会社商館設置地域における政治、外交、軍事、司法上の諸特権をも許与され、貿易独占団体としてのみならず、行政団体としての実質をも拡充するにいたった。さらに、新規に五〇〇万株毎に総会における一投票権がみとめられるところとなった。だが、重役会に匹敵する同社の支配団体である委員会はエリザベス女王、セームズ一世の特許状における場合と同様一人の総督と副総督、ならびに二十四名の委員から成立したが、その人的構成には顕著な変化が生じた。エリザベス女王の場合には総督のみ勲士爵で他は何れも格別の地位なき一般市民達であった。だが、チャールズ二世の場合における新支配団体は国王の寵愛をうける貴族、勲士爵、紳士等のみによって構成されていた。右の事實は東インド会社の民主性の後退を意味し、後年におよんで議会の承認なき国王の特許状の合法性を否定する与論を生ずるにいたらしめる有力な一因となった。

一六九八年に設立され、俗にイギリス会社 *The English Company* (*The English Company trading to the East Indies*) と呼称される新東インド会社に対し、ロンドン会社 *The London Company* と俗称された旧東インド会社は、先にコーティーン組会、その他冒険商人達と合同したにもかかわらず、さらに新たなモグリ商人の一群との抗争に当面した。すなわち、一六五七年株式会社を合同設立した翌一六五八年には、インドのバララ島に根拠地と設置していたロンドンの商人トーマス・スキナーとの抗争が開始された。問題は上下両院に提出され、その解決は一六七〇年にまでもちこされた。旧東インド会社はその独占権を主張してモグリ商人の取締りをますます厳にし、一六八六年にはセームズ二世からその取締りに対し、武力を行使する全権が許与された。

『ダウゲート組合』一方モグリ商人側は東インド会社がたとえ国王の勅許は獲得しても、議会の承認をえなければ、合法的にその特権を行使しえないという与論に力づけられて、東インド貿易に進出し、その数の激増とともに東インド会社との抗争はいよいよ熾烈化するのみであった。一六八八年の革命の翌一六八九年セントヘレナで四人のモグリ商人を死にいたらしめたことは東インド会社に対する不評を深めた。その結果、一六九〇年下院委員会において既往の国王の特許によるのではなく、議会の条令にもとづいて新東インド会社を設立すべきことの意見の決定をみた。ついで、モグリ商人達は集团的行動の必要から、一六九一年ダウゲート街のスキンナーズ会堂^{（Skinner's Hall）}において、新東インド会社の前身であるダウゲート組合^{（Dowgate Association）}を結成して旧東インド会社と対抗した。

両者の抗争は一六九八年におよんでその頂点に達した。旧東インド会社は議会の条令によるその特許状の再確認に対し、国庫に四分利で七〇万磅の貸付金を提供することを申出た。右に対抗して、ダウゲート組合は六分利にて二〇〇万磅を提供することを申出た。大蔵省は後者の申出を採択して、ついに新東インド会社設立案は同年六月議會を通過した。同時に旧東インド会社の特権は向う三カ年閏一七二〇年九月二十九日をもって停止すべきことの家が決議された。右により、ダウゲート組合は同年七月二〇〇万磅の資金の募集をした。イギリス銀行以外は内外人たると会社、特権組合たるとを問わず一律に応募が認められた。国王の一万磅から大蔵大臣の四千磅、その他モグリ商人、多数の婦人、クエーカー教徒達にいたるまで応募し、特権的商人層に限定されることなく、国民的規模をもつ資本的会社の特質が遺憾なく発揮された。応募者の大部分はダウゲート組合員であったが、なお旧東インド会社もまた三一五、〇〇〇磅の資本的参加をした。議会の条令によりこれらの応募者をもって共同

組合『The General Society trading to the East Indies』なる名称のもとに、かつ各出資者はその応募額まで個別的に東インド貿易に従事しうる製規会社組織において特許状を下附した。だが、ダウゲート組合員達は制規会社組織の危険を自覚して株式会社組織に改めることを請願し、同年九月五日改めてイギリス東インド会社『The English Company trading to the East Indies』の名称のもとに株式会社として特許状の下附された。新東インド会社の成立により、新旧両東インド会社の併立をみるにいたり、両者間の紛議抗争はますますその度をつよめた。中国における貿易根拠地設定の競争の行われたのもこの時期においてであった。

『新旧東インド会社の合同』国内における諸産業の漸次的発展にもかかわらず、新旧両会社のはてしない抗争は東インド貿易の前途を暗澹たらしめた。新会社は二〇〇万磅を国庫に貸付たものの、自己資本はその貸付額から生ずる利息一六万磅のうち旧会社の分を差引いた残りの一三二、九六〇磅にしかすぎず、資本不足に悩まされていた。右の事情も有力に影響して、一七〇二年フランスとスペインとの戦争開始一週間前の四月二十七日両会社委員会で合併に決し、同年七月二十二日アン女王からの合併特許状『Charter of Union』の下附を以て、『The United Company of Merchants of England trading to East Indies』の名称のもとに両社の合同案が決定した。

だが、事実上は旧、新、合同の三東インド会社の対立というかえって錯綜した事態の発生をみ、一七〇八年にいたるまでの期間本国には三委員会、出先商館毎には三つの各個別貿易団体の対立となり、損益計算も各個別に行われ、東インドの各根拠地における新旧東インド会社の交代支配の無能は蔽いえない欠陥として明らかにされた。ここにおいて、最終的合の期が熟して一七〇八年三月二〇日議会の条令と女王の認可により、合同東印度

会社はさらに一二〇万磅を国庫に提供し、先の二〇〇万磅との合計三二〇万磅を五分利貸付とし、その代償として会社の特権は十四カ年半、すなわち一七二一年九月から一七二六年三月まで延期された。さらに、東インドにおける財産については、旧会社に債務九六、六一五磅を支払い、一方新会社は合同会社より資産六六、〇〇五磅の償還をうけ、英本国におけるそれは一七〇五年三月一日にまで清算されることとして両社の合併は完了した。

以上の経過において、一六〇〇年末設立当時の制規会社組織の時期においては、一名の総督と二十四名の委員から成立する委員会は単なる統制監督団体にすぎなかったが、株式会社組織を採用するに及んで二十五名の重役達は経営支配の全権を掌握して、十七世紀末には旧会社の大株主であり、重役であったジョサイア・チャイルド卿の著名な専横の事実すら発生した。一六五八年新会社の設立以来彼等はあらためて取締役の名称を有するにいたり、取締役制度による所有と経営の分離が明確にされた。さらに、一六一二年以降は株式制度による有限责任、一六六〇年王政復古後の株式売買普及による証券の流通により、国民全般からの資本募集を可能ならしめ、資本的会社としての構成を完成せしめた。さらに、進んでは単一の合同株式制により、株主相互間の分立競争をさけ独占会社としての組織を強化し、一方国庫に三二〇万磅の貸付金提供により特権会社としての基礎を固くした。なお、右の特権は当初は国王からの特許状の下附により許与されたが、新会社設立以降は議会の承認を必要とする点において民主性を高めた。その特権の内容について設立当初は東インド貿易独占権のほか、刑罰権、附随法制定権の限られた特権を有する貿易業者団体にしかすぎなかったが、一六六一年チャールズ二世の特許状下附後は右の諸特権のほか、東インド貿易根拠地における貨幣鑄造権、要塞、ならびに英印軍隊命令権、同盟締結、ならびに平時、戦時の外交権、裁判権をもなう領土支配権等の広汎な諸特権を享有する強力な行政団体として

の構成をも完成するにいたった。

以上のごとく、イギリス東インド会社の内部構成の発展は新旧両会社の合同によりその最高段階に到達し、その後多少の更改はあったが、ほぼ以上のごとき構成をもってその終末にまでおよんだ。その間、特に注目すべき事実としては一七六五年クライブ卿が印度総督に任命されるとともに、地代二六〇〇万ルーピー、行政費、国王費として五三〇〇万ルーピーを毎年支払の条件のもとにモーガル王からベンガルとオリッサの行政権と収税権を獲得し、その特権を容赦なく行使して植民地会社としての画期的発展を上げたことであつた。だが、その後は漸次東インド会社の衰退過程が開始した。一七九三年の英印間貿易独占権の緩和、一八一三年対印貿易独占権の廃棄、一八三三年の対清貿易独占権の廃棄とともに、東インド貿易独占団体としての機能を喪失し、一八五八年ダールビー内閣のインド条令によるインド統治権の国王への移譲により行政団体としての機能をも完全に離脱し、一八七三年清算を完了してその解散をみた。

上述するところにおいて、新旧会社合同の時期を頂点としてイギリス東インド会社の企業形態と内部構成は、かつてのギルド的制規会社から合理化された近代的株式会社として、同時に政治的特権団体としても最高段階の発展をみたのであるが、その発展を有力に動機づけたものは始終競争の回避と東インド貿易独占権の確保にあつたといつて差支えない。アダム・スミスも「国富論」のうちにおいて「かの普通な門閥的精神たるコーポレーション・スピリットすなわち組合精神は法のこれを制することなきところいたるところとして、すべての制規会社にみなぎっている。しかしてこの会社にして勝手に自分の考えでその自然の精神のまま行動することを許された場合には、その競争をできる限り少数の人々のみに局限せんがために、その営む貿易部門を到底煩にたえがたい

多くの規定を設けてこれに服せしめんと努めた。⁽¹⁾と制規会社の弊を指摘し、さらにその後身の株式会社組織についてもその排他的特権を論難している。

制規会社時期における内部的航海別貿易団体の競争回避、その後における東インド貿易の発展にともない外部的ないわゆるモグリ商人、ことに有力な対立的特権団体としてのコーティーン組合、アッサダ商人、新会社の前身であるダウゲート組合等との抗争は、結局それらと合同して単一の合同資本による近代的株式会社組織の成立をみるにいたらしめ、東インド貿易の独占利潤確保の礎地を完成したのである。さらに、東インド貿易独占権の確保以外に植民地領土権を買収して貿易会社としてのみならず、政治的支配団体としての併行的発展をみた。この点、イギリス中世の商人ギルドが都市商業独占の獲得を最高目的として追求する反面において、土地不動産所有を自由市民権の基礎条件として、さらに租税の請負により事実上の都市行政団体に進展したと同様の発展傾向が重商主義時期の植民地経済におけるイギリス東インド会社の発展過程に再現され、その資本的会社組織の完成の他面において、ギルド的組合精神の踏襲されてまたことが理解される。スコット＝W. R. Scottがその著「一七二〇年以前にけおる、イングランド・スコットランド・アイルランド諸株式会社の構成と財政」において次のごとく、

「株式会社の組織における会融上の発達と相ならんで管理方法の発達がみられた。都市行政の団体と制規会社の発展は、個々人の取締と代表に関する限りにおいて、その経営方法に對しての模範を提供した。したがって、この点早期の株式会社は、すでに歩みきった道に沿って歩みつづけていたのである。⁽²⁾」

と述べ株式会社組織の伝統主義的発展の経過を指摘しているが、けだしこの場合至当の言として首肯される。

東洋におけるイギリス資本の協同主義

- (1) A. Smith, *ibid.* Vol. II. p. 225.
- (2) W. R. Scott, *The Constitution and Finance of English, Scottish and Irish Joint-Stock Companies to 1720*, Cambridge, 1912, Vol. I. p. 462.

三 東洋におけるイギリス自由貿易資本の企業結合

『組合精神の再現』イギリス東インド会社の対清貿易独占権は一八三四年四月二十二日をもって更新されることなく、最後に廃棄された。右の廃棄によって、独占と自由との抗争は終了したわけではなく、さらに残存するイギリス東インド会社の為替操作権、または清国側の独占貿易機関である広東十三洋行とその背後における清朝官僚専制政治との抗争がつつげられた。だが、一応私貿易業者としての進出を余儀なくされていたモグリのスコットランド系商人達が始めて自由貿易業者として、公然中国貿易に参加することが可能となったことは、過去三世紀にまたがる歴史的抗争の結実であった。かつて、一六一七年国王ゼームズ一世の特許により、スコットランド会社 *Scottish Company* に許与されたグリーンランド、ムスコヴィー、東インドとの貿易独占権はロンドン東インド会社のイングラント人達の要求のためにリコールされ、またその後一七世紀末に成立したスコットランド・アフリカ・インド会社（一六九五—一七〇七年存続）もイギリス東インド会社の嫉視と圧迫のうちに

ダリエンの植民に失敗して解散を余儀なくされていた。過去二百有余年間にわたり、東インド貿易独占への参加を拒否され、私貿易業者としての屈従を余儀なくされたにもかかわらず、東洋における自由貿易時期の登場に際して、少数のスコットランド系商社についてはイギリス東インド会社の独占の牙城を陥れ、既往におけるインド系商人達の排他的特権を斥け、見事な報復を現地において収めたのである。私貿易業者としてのインドが独身に終始し、清教徒的熱情をもって本国側と清国側の独占に抗して、ついに東洋の後進諸国に自由貿易時期を開始せしめた先駆者の偉業は高く評価されるであろう。

ウェーバーもまた清教主義の代表者達、ことにカルヴァン教徒が国家からの特権を許与された商人的、問屋的、植民地的資本主義に対し、一貫して激情的な反対者であったことを指摘しているが、如上までの経過はまさに彼のいうところを裏切らなかつたといふことができる。

一八三四年四月二十二日以降のイギリス東インド会社の対清貿易独占権の廃棄は、東洋における独占と特権により特徴づけられる重商主義時期に終始符を打ち、自由主義時期の端緒をきるにいたらしめた。それと同時に、既往の私貿易業者達は自由貿易業者として登場し、東洋におけるイギリス資本の個人主義的自由競争の時期の開始をみるべきであった。だが、その後の中国におけるイギリス資本主義の発展を特徴づけたものは、先にアダム・スミスがイギリス東インド会社、その他の諸特権会社の欠陥として指摘し、またマックス・ウェーバーが資本主義精神を論ずるに際して、明快に否定したところの中世紀的な自由競争排除の組合精神の再現をみたことである。

東洋におけるイギリス資本の協同主義

イギリス人、ことに東洋におけるイギリス資本主義経済の中核を構成していたスコットランド系資本は近代的自由主義思潮の主唱者でもあったが、他面きわめて伝統主義的な感性習慣の持主でもあったことが、その経済活動を検討する場合に実証されうるのである。ウェーバーは資本主義の性格を清教倫理によって根柢つけたが、逆に東洋におけるイギリス資本が相互の個人主義的競争を規制し、固き人的結合を伝統保守した組合的協同精神もまた清教徒の道徳感情により裏づけされていたものとも理解されえよう。さらにはまた、スコットランド人のきわめて封建的な“Clannish”な素質にも帰せしめえるかもしれない。例えば、ロバートソン＝H. M. Robertson²⁷⁾の著“Rise of Economic Individualism”において、ウェーバーの説に反対して次のごとき試みを展開している。今、彼のいうところによれば次の通りである。

「スコットランドは西欧の多くの諸国よりも新しい国家組織により影響されること少く、より封建的なものを残存せしめた。経済的事象における合理主義の抬頭は威圧的なプレスビテリアン教会により強いられたところの神学的見解の圧倒的勢力のために、スコットランドでは何所よりもずっと緩慢であった。最近十八・九世紀における顕著な経済的発達に際してスコットランド人は早くからカルヴィン教徒でありながら、立遅れていたことが忘却されている。スコットランド人の聖書崇拜から、スコットランドの資本主義精神を導き出すことに充分の理由が見出されない。宿命の教義は神意への完き服従となり、したがって経済の領域においては政治的根柢からする重商主義者の統制のどれよりも、幾倍か道徳根柢からする、特殊な経済活動の統制をもたらしめた。」
(同書八八・九五―六頁)

東洋におけるスコットランド系を主体とするイギリス資本の経済的、政治的、ひいては外交上の活動に具現さ

れた緊密な協同精神も、ロバートソンのごいうとく新教主義に帰せしめるべきか、あるいはその相似性からして中世紀的組合精神に遡源せしめるべきか、さらにはまた宗教改革、政治革命に相ついて十七、八世紀頃から抬頭してきた新形式のフリー・メソンの友愛精神に帰せしめるべきかの幾多の錯綜した諸観点が導き出されうる。イギリス資本の東洋進出に際して、教会に相ならんで各地にフリー・メソンのロッヂが建設されていたことも顯著な事実である。今、これらの複雑な因果関係の追索をウェーバーのごとく明快、かつ達識にここに宗教教義に関連せしめて展開することは容易になしえないが、イギリスの近代資本主義的發展、ことに東洋におけるそれを実証的に観察する場合、資本主義の特性としての個人主義的性格を全面的に認容することは困難であって、むしろウェーバーやスマスの否定した西欧中世の商人ギルド、その後の東インド会社に発現された協同精神が隔世遺傳的、ないしは伝統的に再現されゆく傾向をも無視しえないものがあることを認めねばならないであろう。

これ等の錯綜する因果関係の追索はここには割愛して、一応遠く海外に出た貿易業者達が相互扶助の必要に迫られて、かつてのハンザや商人ギルドに相似する団体精神をとくに深めたであろうことは推測にかたくない。

当時の清国における欧米資本は広州省城西関外珠江に面した東西三百米余、南北二百米余の一小区劃の十三行夷館内に居住を強制せられ、外部との往来、官憲との直接交渉、婦人同伴、肩輿の使用、清朝側特權貿易商人の行商 *Hong Merchant* 以外のものとの取引等の禁止、その他幾多の煩瑣な取締規定、ならびに不当課税に服従することを余儀なくされ、不服従の場合にはポイコット、すなわち食料品供給の遮断、貿易の停止をもって脅かされていた。さらに、行商たちは輸出入貿易の価格の吊上、低下に対し一致行動をとり、一方欧米商社側は個々の統制なき自由貿易業者にすぎなかったから、価格決定権は勢い清国側行商に帰する実状にあった。また、清

国官僚政治の特質として官吏は自から士大夫をもって任じ、外国人は礼を弁まざる番鬼Fan-quiとして斥けられ、外国側より行商を通じて呈出される書状は下級より上級にさし出すところの「票」の形式によらしめ、直接交渉の場合は外国使節を朝貢使節として待遇し、かつ叩頭跪礼を強制する等、中華思想を固守する清朝側官憲の高圧的態度に悩まされがちであった。

広東の一小区劃における欧米その他印度商人達は清朝側の専制下の独占貿易機構との抗争に当面し、絶えざる共通の危険にさらされる一方、彼らは本国から遠くはなれて言語不通の中国人に囲繞せられ、かつ清朝側取締規定、ならびに在華スコットランド系商社の怡和洋行Jardine, Matheson & Co.、宝順洋行Dent & Co.等の社はにももとづいて在外勤務中は独身生活に終始したこと等の事情からして、広東夷館内に成立した独身者団体は家族団体に相似する生活を営むにいたり、事実各個別商社の社員は多くの場合、同族を以て構成されていたから、彼らの間に自らなる同胞的、ないしは家族的感情を醸成せしめ、広東夷館内の欧米商社は一個の緊密なコーポレイションの觀を呈するにいたった。その後、清朝側の独占貿易機構は一八三九年の英清間の阿片戦争の結果一八四二年締結せられた南京条約第五条によって廃棄され、ついで十三行夷館は一八五六年十二月十四、五日にわたって、アロー号事件を発端とする清国暴徒のため全焼の憂目をみるとともに、広東夷館内における欧米商社の家族的団体生活は終了をつけた。しかしながら、その当時以来続発する共通の窮境に当面して発現された協同精神は牢固として東洋における欧米資本、第一次欧州大戦後は専らイギリス資本のその後の発展を特質づけて今日におよんだことが、東洋におけるイギリス資本の経済的構成を分析する場合に觀察されうるのである。

自由主義時期における在華イギリス資本の基本単位を構成した各同族商社が相互に対立することなく、相互扶

助にもとづいて、各社の単独支配企業以外に、必要に当りては幾多の協同支配企業を創設し、その中核体として極東における地方的中心金融機関としての香港銀行 ≡ Hongkong, Shanghai Banking Corporation を協同設立し、全体として一個の緊密な封鎖的協同体を形成して今日におよんでいる。しかも、かかる協同主義が経済的方面のみならず、政治外交方面に関してもきわめて積極的に表現され、現地では商業会議所、本国では中国連盟 ≡ China Association (一八八二年設立) を組織して本国政府の対華外交政策を左右し、また現地では香港の官僚政治との斗争とそれへの関与、かつては上海共同租界の独占支配等に政治的自主性獲得のための絶えざる努力が払われてきている。右のごとき中国や日本の開国以降の香港を中心とする極東方面におけるイギリス資本の政治経済的発展の実態分析こそ、本稿の主要眼目であるがそれは別稿にゆずらねばならない。

(1) Max Weber, A. a. O., S. 201.

〔附記—本稿財団法人は清明会の研究助成にもとづく共同研究「明治時代における民間企業の生成と財政金融政策」に関する研究成果の一部である〕